

関西看護医療大学学則

目次

- 第1章 総則（第1条―第16条の2）
- 第2章 学年、学期及び休業日（第17条―第19条）
- 第3章 修業年限及び在学期間（第20条）
- 第4章 入学（第21条―第25条）
- 第5章 教育課程及び履修方法等（第26条―第32条）
- 第6章 退学、転学、留学、休学、復学及び除籍（第33条―第37条）
- 第7章 卒業、学位及び資格（第38条―第40条）
- 第8章 賞罰（第41条・第42条）
- 第9章 科目等履修生、研究生、聴講生、特別聴講学生及び受託研修生（第43条―第47条）
- 第10章 入学検定料、入学金、授業料等（第48条）
- 第11章 保健（第49条）
- 第12章 公開講座及び施設の開放（第50条・第51条）
- 第13章 学則の改正（第52条）
- 第14章 雑則（第53条・第54条）

附則

第1章 総則

第1条 関西看護医療大学（以下「本学」という。）は、教育基本法（平成18年法律第120号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき、生命の尊厳と畏敬、そして深い愛と癒しの心を持つ豊かな人間性と高い倫理観を備え、看護学の基盤となる専門基礎知識と看護学の知識・理論・技術・実践・研究について修得し、科学的思考力に基づいた探究心と創造性を高め、自己研鑽(さん)を継続して、看護学の発展と保健・医療・福祉に社会貢献できる人を育成することを目的とする。

（自己点検・評価等）

第2条 本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価（以下「自己評価」という。）を行うものとする。

2 自己評価の実施に関し必要な事項は、教授会の議を経て、学長が別に定める。

（学部・学科）

第3条 本学に、次の学部及び学科を置く。

看護学部 看護学科

(収容定員等)

第4条 入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	収容定員
看護学部	看護学科	90人	360人

(図書館)

第5条 本学に、図書館を置く。

- 2 図書館に館長を置き、本学の教授をもって充てる。
- 3 前項に定めるもののほか、図書館に関する事項は、学長が別に定める。

(教職員)

第6条 本学に、学長、教授、准教授、講師、助教及び助手並びに事務局長、事務局次長、事務職員、技術職員その他必要な職員を置く。

- 2 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

(副学長)

第7条 本学に、必要に応じて、副学長を置くことができる。

- 2 副学長は、本学の教授その他の教職員をもって充てる。

(学部長)

第8条 本学に、必要に応じて、看護学部長を置くことができる。

- 2 看護学部長は、本学の教授をもって充てる。

(事務局)

第9条 本学に、事務局を置く。

- 2 事務局は、本学の事務運営に当たる。
- 3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

第10条 削除

第11条 削除

(教授会の設置等)

第12条 本学に、教授会を置く。

- 2 教授会は、学長、教授全員及び事務局長をもって組織する。
- 3 教授会は、必要に応じ、准教授及び専任の講師を加えることができる。
- 4 教授会の運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

第13条 削除

(学内委員会)

第14条 本学に、入学試験委員会その他の学内委員会を置くことができる。

- 2 学内委員会に関し必要な事項は、学長が定める。

第15条 削除

(看護診断研究センター)

第16条 本学に、看護診断の研究を行うための研究所として、看護診断研究センターを置く。

2 看護診断研究センターに、看護診断研究センター長を置き、本学の教授をもって充てる。

3 看護診断研究センターの組織及び運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(セラピーアイランド研究センター)

第16条の2 本学に、「癒し」、「こころ」、「からだ」を融合した看護教育における研究等を推進し、その成果を地域社会にも還元するための研究所として、セラピーアイランド研究センターを置く。

2 セラピーアイランド研究センターに、セラピーアイランド研究センター長を置き、本学の教授をもって充てる。

3 セラピーアイランド研究センターの組織及び運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

第2章 学年、学期及び休業日

(学年)

第17条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第18条 学年を分けて、次の2学期とする。

前期 4月1日から9月15日まで

後期 9月16日から翌年3月31日まで

2 学長は、特に必要と認めるときは、前項の期間を変更することができる。

(休業日)

第19条 次に掲げる日は、授業を行わない日(以下「休業日」という。)とする。ただし、学長が必要と認めるときは、臨時に休業し、又は休業日に授業を行うことができる。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 開学記念日

(4) 春季休業日(毎年度の初めに学長が定める日)

(5) 夏季休業日(毎年度の初めに学長が定める日)

(6) 冬季休業日(毎年度の初めに学長が定める日)

第3章 修業年限及び在学期間

(修業年限及び在学期間)

第20条 本学の修業年限は、4年とする。

2 学生は、8年を超えて在学することはできない。

第4章 入学

(入学の時期)

第21条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第22条 本学に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。)
- (3) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第69条第1号の規定により、外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で、文部科学大臣の指定した者
- (4) 学校教育法施行規則第69条第2号の規定により、文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 学校教育法施行規則第69条第3号の規定により、文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
- (7) 前各号に掲げるもののほか、相当の年齢に達し、高等学校を卒業したものと同等以上の学力があると学長が認めた者

(入学志願手続)

第23条 本学に入学を志願する者(以下「入学志願者」という。)は、所定の期日までに、入学願書に入学検定料及び所定の書類を添えて、学長に提出しなければならない。

(入学者の選抜)

第24条 入学志願者に対しては、学力検査その他の方法による入学者選抜試験を行う。

(入学手続)

第25条 前条に規定する入学者選抜試験に合格した者は、学長の定めるところにより入学の手続をしなければならない。

2 学長は、前項に規定する入学の手続を完了した者に対して、入学を許可する。

第5章 教育課程及び履修方法等

(授業科目及び履修方法等)

第26条 授業科目並びに各授業科目の必修又は選択の区分及び単位数は、関西看護医療大学履修規程のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、授業科目の配当年次その他授業科目の履修に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(単位の計算方法)

第27条 各授業科目の単位数は、1単位の授業時間を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の各号により計算するものとする。

(1) 講義については15時間、演習については30時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験及び実習については、45時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業研究等の学修の成果に基づいて単位を授与することが適切と認められる授業科目については、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定めることができる。

(単位の授与)

第28条 一の授業科目を履修し、学修の評価により合格した学生に対しては、単位を与えるものとする。

(成績の評価)

第29条 成績の評価は、試験(卒業研究にあつては、研究成果の評価。以下この条において同じ。)により行う。ただし、授業科目によっては、他の方法をもって試験に代えることができる。

2 試験は、その授業科目の授業が終了する期の終わりに行う。ただし、授業科目によっては、随時に行うことができる。

3 試験の成績は、A、B、C又はDで判定し、A、B及びCを合格とする。

4 前3項に定めるもののほか、成績の評価に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第30条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修により修得したものとして認定することができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。この場合において、本学における授業科目の履修により修得したものとして認定する単位数は、前項の単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(大学以外の教育施設等における学修)

第31条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修について、当該学修を本学における授業科目の履修とみなして、本学の定めるところにより単位を与えることができる。

2 前項の規定により与える単位数は、前条第1項及び第2項の規定により認定する単位

数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第32条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に他の大学又は短期大学等において履修した授業科目について修得した単位を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとして認定することができる。

2 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修について、当該学修を本学に入学した後の本学における授業科目の履修とみなして、本学の定めるところにより単位を与えることができる。

3 前2項の規定により認定し、又は与える単位数で、本学において修得した単位以外のものは、合わせて60単位を超えないものとする。

第6章 退学、転学、留学、休学、復学及び除籍

(退学又は転学)

第33条 学生がやむを得ない事情によって退学又は転学しようとするときは、学長が定める書類を添え、学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

2 学長は、前項の規定により退学又は転学の許可を行うときは、教授会の議を経て、これを行う。

3 学長は、学生がやむを得ない事情によって退学した場合は、退学した日から2年間は本人の願い出により、教授会の議を経て、復学の許可を認めることができる。

(留学)

第34条 学生が、外国の大学又はこれに相当する教育機関等に留学しようとするときは、学長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可に関する手続等については、学長が定める。

3 第1項による留学の期間は、学修の成果に応じて、第38条に規定する期間に算入することができる。

(休学)

第35条 病気その他のやむを得ない理由により、引き続き3か月以上修学することができない学生は、その理由を記載した書面に医師の診断書等その理由を証する書類を添え、学長に願い出て、その許可を受けて休学することができる。

2 学長は、病気その他のやむを得ない理由により、修学に適さないと認められる学生に対し、教授会の議を経て、休学を命ずることができる。

3 第1項の休学の期間は、引き続き1年を超えることができない。ただし、特別の事情があると認められるときは、その期間を延長することができる。

4 休学した期間は、第20条第1項の修業年限に算入しない。

5 当該学期を通じて休学する場合は、当該学期に納付すべき授業料の12分の1の金額

を納付しなければならない。ただし、学長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(復学)

第36条 休学の理由が消滅したこと、又は休学の期間が満了したことにより復学しようとする学生は、その理由を記載した書面を提出し、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第37条 学長は、次の各号のいずれかに該当する学生を、教授会の議を経て、除籍することができる。

- (1) 在学期間又は休学の期間を経過した者
- (2) 正当な理由がなく授業料等を滞納し、督促してもなお納付しない者
- (3) 病気その他の理由により成業の見込みがないと認められる者
- (4) 死亡した者又は長期間にわたり行方不明の者

第7章 卒業、学位及び資格

(卒業)

第38条 学長は、本学に4年以上在学し、所定の単位を修得した学生に対し、教授会の議を経て、卒業を認定する。

2 学長は、前項の規定により卒業を認定した学生に対し、卒業証書を授与する。

(学位)

第39条 学長は、前条第1項の規定により卒業を認定した学生に対し、学士(看護学)の学位を授与する。

(資格の取得)

第40条 本学において取得することができる資格は、保健師国家試験及び看護師国家試験の受験資格とする。

第8章 賞罰

(表彰)

第41条 学長は、学生として表彰に値する行為があった者を、教授会の議を経て、表彰することができる。

(懲戒)

第42条 学長は、この学則その他本学の定める規程に違反し、又は学生としての本分に反する行為を行った者を、教授会の議を経て、懲戒することができる。

2 懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 退学は、次の各号のいずれかに該当する学生に対して行うことができる。

- (1) 性行不良で、改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者

- (3) 正当な理由がなく授業に出席が常でない認められる者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、本学に在学させることが不相当と認められる者

第9章 科目等履修生、研究生、聴講生、特別聴講学生及び受託研修生

(科目等履修生)

第43条 学長は、本学において特定の授業科目を履修して単位を修得しようとする者があるときは、本学の教育に妨げのない限り、教授会の議を経て、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生が履修した授業科目について試験を受け合格したときは、所定の単位を与える。

3 科目等履修生に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(研究生)

第44条 学長は、本学において特定の専門事項について研究を希望する者があるときは、本学の教育及び研究に妨げのない限り、教授会の議を経て、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(聴講生)

第45条 学長は、本学の設置する一又は複数の授業科目の聴講を希望する者があるときは、本学の教育に妨げのない限り、教授会の議を経て、聴講生として入学を許可することができる。

2 聴講生に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(特別聴講学生)

第46条 学長は、他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）との協議に基づき、当該他の大学又は当該短期大学の学生で本学において特定の授業科目を履修しようとする者があるときは、教授会の議を経て、特別聴講学生として入学を許可することができる。

2 特別聴講学生に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(受託研修生)

第47条 学長は、本学以外の機関から、その所属職員について、研究の指導又は研修の委託の願い出があるときは、本学の教育及び研究に妨げのない限り、教授会の議を経て、受託研修生として入学を許可することができる。

2 受託研修生に関し必要な事項は、学長が別に定める。

第10章 入学検定料、入学金、授業料等

(授業料等の納付)

第48条 学生が納付すべき入学検定料、入学金、授業料、実験実習費、施設設備資金等の額は、学長が別に定める。

2 授業料は、学期ごとに、学長の指定する期日までに納付しなければならない。

3 経済的理由その他やむを得ない事情により授業料等の納付が極めて困難な学生に対しては、その徴収を年度内に限り延期又は分納することができる。

4 授業料等の納付の延期又は分納しなければならない事情が生じたときは、当該学生は、直ちにその旨を届け出て、学長の許可を得なければならない。

5 学生が、休学、退学若しくは転学する場合又は除籍若しくは停学の処分を受けた場合は、その日の属する学期の授業料を納付しなければならない。

6 授業料以外の納付金の納付時期等については、学長が別に定める。

7 納付された入学検定料、入学金、授業料等は、還付しない。ただし、学長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

第11章 保健

(保健)

第49条 学生及び教職員の健康を維持・増進するため、毎年定期に健康診断を行う。

2 本学に保健室を設け、学生及び教職員の健康相談に応じ、必要な場合は、救急処置を行う。

第12章 公開講座及び施設の開放

(公開講座)

第50条 本学は、研究成果を広く地域社会に還元し、地域の文化の向上、保健・医療・福祉の充実に資するため、公開講座を開設することができる。

2 公開講座の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(施設の開放)

第51条 本学は、図書館、体育館、運動場等本学の施設を、広く地域の利用に開放することができる。

2 施設の開放に関し必要な事項は、学長が別に定める。

第13章 学則の改正

(学則の改正)

第52条 この学則を改正しようとするときは、学長は、教授会の議を経て、学校法人関西看護医療大学理事長の承認を得なければならない。

第14章 雑則

(施行細則)

第53条 この学則実施に必要な細則は、教授会の議を経て、学長が別に定める。

(補則)

第54条 この学則に定めるもののほか、本学の運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和3年8月18日から施行し、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この学則は、令和6年3月1日から施行する。ただし、第2条第2項、第10条、第11条及び第27条第1項第1号及び第2号の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和6年3月31日までの間における関西看護医療大学学則第16条の2の規定の適用については、同学則第16条の2中「セラピーアイランド研究センター」とあるのは「ブランディング研究センター」とする。

附 則

この学則は、令和8年4月1日から施行する。